

Ⅲ 森林土木事業施工管理基準

平成30年 4 月 1 日以降適用

森林土木事業施工管理基準	・ ・ ・ ・ ・ P	1
（別表Ⅰ）出来形管理基準及び規格値	・ ・ ・ ・ ・ P	出来形－1
（別表Ⅱ）品質管理基準	・ ・ ・ ・ ・ P	品質－1
（別表Ⅲ）写真管理基準	・ ・ ・ ・ ・ P	写真－1

森林土木事業施工管理基準

この森林土木事業施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、森林土木事業共通仕様書第1－28条「施工管理」に規定する森林土木工事の施工管理基準及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この管理基準は、森林土木工事の施工に当たり、工事目的物の契約図書に定められた、品質、規格を確保し、併せて工事の工程管理、出来形管理及び品質規格の適正化を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、青森県農林水産部林政課所管が所管し発注する森林土木工事、災害復旧工事、その他、これらに類する工事の施工について適用する。

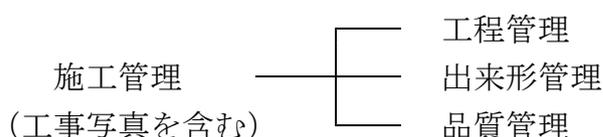
ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

なお、森林整備作業においては、本文中の「工事」を「作業」と読み替えることができる。

3. 施工管理の構成

施工管理の構成は次のとおりとする。



(1) 工程管理とは、工事規模・工事期間・現場条件・使用機械及び日当たり作業量等を考慮し、施工順序・施工期間を表した工程表を作成し、必要に応じ改善措置をとることをいう。

(2) 出来形管理とは、工事を指定された規格値どおりに仕上げるために、工作物の寸法、勾配、基準高等を施工順序にしたがい、直接測定し、その都度、結果を管理図表及び測定結果表に記録すると共に、工事施工の目標値である管理基準値と照合し、常に的確な管理を行い必要に応じ改善措置をとることをいう。

なお、出来形・工事施工過程及び施工中災害状況等を明らかにしておくために撮影記録しておくことを含む。

(3) 品質管理とは、資材の品質が所定の基準値を満たしているかどうか測定又は試験し、その結果が基準値に比較し著しく偏向したりバラツキが大きい場合は、その原因を明らかにし改善措置をとることをいう。

4. 管理基準

管理の基準は次に掲げるところによる。

- (1) 出来形管理基準及び規格値は、「(別表Ⅰ)出来形管理基準及び規格値」による。なお、出来形管理基準及び規格値に定めのない工種は、青森県県土整備部制定の「土木工事施工管理基準」による。
- (2) 品質管理は、「(別表Ⅱ)品質管理基準」による。なお、品質管理基準に定めのない工種は、青森県県土整備部制定の「土木工事施工管理基準」による。
- (3) 写真管理基準は、青森県県土整備部制定の「土木工事施工管理基準」の「土木工事写真管理基準」を準用する。この場合において、「(別表Ⅲ)写真管理基準」に掲げる各工種は、当該工種の右欄に掲げる写真管理項目の適用が優先する。

5. 施工管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度、管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
- (5) 施工管理は、「工程管理」・「出来形管理」及び「品質管理」について行うものとする。
- (6) 監督職員及び施工管理担当者は、随時施工管理の項目、管理基準の検討を行い、必要があると認められるときは、監督職員と協議のうえ、管理項目及び管理基準を変更することができるものとする。
- (7) 管理図表（ $X-Rs-Rm$ 管理図・ $\bar{X}-R$ 管理図・工程能力図等）は、構造物の種類、工事規模及び管理項目等を検討のうえ適正な方式を選定する。
- (8) 受注者は、施工管理に当たって、しゅん功後に明視できない部分又は測定困難な部分について綿密に行うものとする。
- (9) 受注者は、管理基準に拘わらず、施工管理の初期等必要に応じて測定頻度を増加するものとし、監督職員の請求に対し速やかに提示できるよう努めるものとする。
- (10) 出来形測定及び試験等の測定値が基準値に比較し著しく偏向したりバラツキが大きいとき、施工管理担当者はその原因を明らかにし、所要の品質及び規格が得られるよう努めなければならない。
- (11) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。
- (12) この管理基準又は仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

6. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて、適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し、管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特別仕様書で指定するものを実施するものとする。

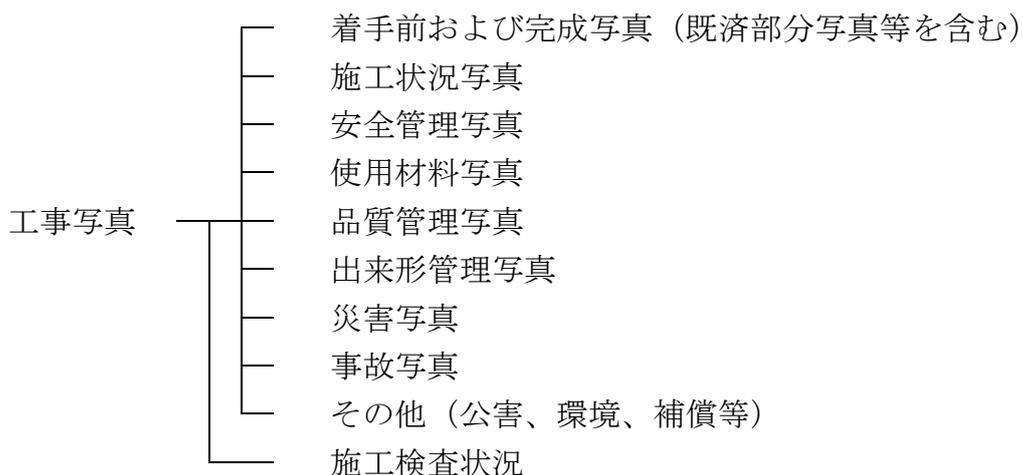
7. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

8. その他

(1) 工事写真

(イ) 工事写真は次のように分類する。



(ロ) 写真は原則としてカラーとする。

(ハ) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(ニ) 工事写真帳は、原則としてA4版とする。

(ホ) 写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記録した小黒板などを被写体として共に写し込むものとする。

- イ. 工事番号・工事名
- ロ. 工種
- ハ. 位置（測点）
- ニ. 設計寸法
- ホ. 実測寸法
- ヘ. 略図

(2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

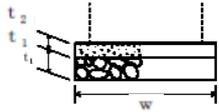
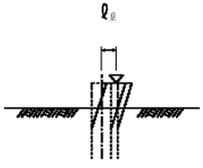
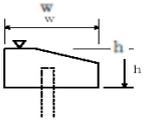
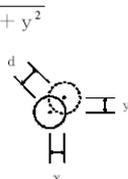
また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

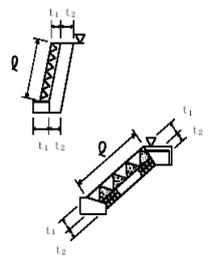
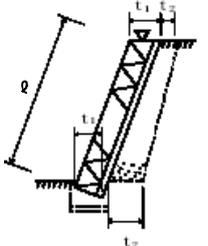
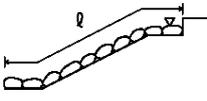
(別表 I) 出来形管理基準及び規格値

共通編

1. 基礎工関係

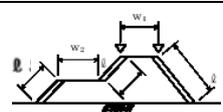
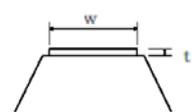
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
基礎材 (栗石・クラッシュラン) 均しコンクリート	幅 W	設計値以上	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
	厚さ t1, t2	-30		
	延長 L	各構造物の規格値による。		
矢板工 (任意仮設は除く)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測定間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
	根入長	設計値以上		
	変位 ϱ	100		
	延長	-200		
コンクリート基礎工 法留工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
	幅 W	-30		
	高さ h	-30		
	延長 L	-200		
既製杭工 場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
	根入長	設計値以上		
	偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
	杭径	設計値以上		

2. 石(ブロック)積(張)工関係

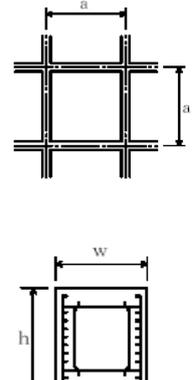
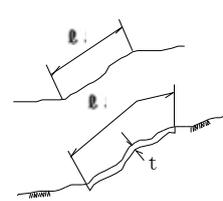
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
コンクリートブロック積工 コンクリートブロック張工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。	
	法長 $\varrho < 3m$	-50		
	〃 $\varrho \geq 3m$	-100		
	厚さ ブロック t1	-50		
	裏込工 t2	-50		
延長 L	-200			
石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 法長3m以上の場合は、その中間部分の厚さ(t1, t2)も測定。	
	法長 $\varrho < 3m$	-50		
	〃 $\varrho \geq 3m$	-100		
	厚さ 石積(張) t1	-50		
	裏込工 t2	-50		
延長 L	-200			
護岸工 (巨石張工、 巨石積工)	基準高(天端) ▽	±500	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
	法長 ϱ	-200		
	延長 L	-200		

共通編

3. 土工関係

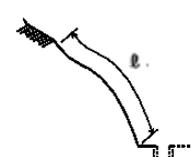
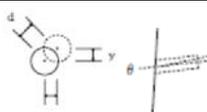
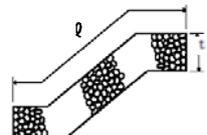
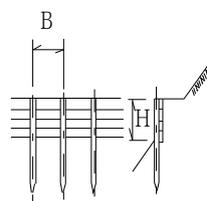
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
掘削工 (道路工事は除く)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。		
	法長 $\ell < 5m$	-200			
	法長 $\ell \geq 5m$	法長の -4%			
	延長 L	-200			
盛土工 (道路工事は除く)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。		
	幅 W1 W2	-100			
	法長 $\ell < 5m$	-100			
	法長 $\ell \geq 5m$	法長の -2%			
	延長 L	-200			
天端敷砂利工	幅	-100	幅は、施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
	厚さ	15cm未満			-25
		15cm以上			-50
	延長 L	-200			

4. 法面工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所		
現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 $\ell < 10m$	-100	法長は、施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 枠高、枠幅は、枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。 延長は1施工箇所毎。			
	法長 $\ell \geq 10m$	-200				
	吹付枠中心間隔 a	± 100				
	高さ h	-30				
	幅 W	-30				
	延長 L	-200				
	面積	設計値以上				
プレキャスト法枠工	法長 $\ell < 10m$	-100	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長は1施工箇所毎。			
	法長 $\ell \geq 10m$	-200				
	延長 L	-200				
	面積	設計値以上				
種子吹付工 植生ネット工 伏工 筋工	切土法長 $\ell < 5m$	-200	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長は1施工箇所毎。			
	切土法長 $\ell \geq 5m$	法長の -4%				
	盛土法長 $\ell < 5m$	-100				
	盛土法長 $\ell \geq 5m$	法長の -2%				
	延長 L	-200				
	面積	設計値以上				
厚層基材吹付工 客土吹付工	厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200m ² につき1ヶ所、面積200m ² 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 検測孔により測定。		
		$t \geq 5cm$	-20			
		ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
	法長 ℓ	$\ell < 5m$	-200			施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
		$\ell \geq 5m$	法長の -4%			
	延長 L	-200	1施工箇所毎。			
面積	設計値以上					

共通編

4. 法面工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所		
吹付工 (コンクリート・モルタル)	厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200m ² につき1ヶ所以上、 面積200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。 施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎。		
		t ≥ 5cm	-20			
	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
	法長 ℓ	ℓ < 3m	-50			
		ℓ ≥ 3m	-100			
	延長 L		-200			
面積		設計値以上				
アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
	配置誤差 d	100				
	せん孔方向 θ	±2.5度				
じゃかご工	法長	ℓ < 3m	-50	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		
		ℓ ≥ 3m	-100			
	厚さ t		-50			
	延長 L		-200			
ふとんかご工 かごマット工	高さ h		-100	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		
	延長 L1、L2		-200			
柵工 (丸太柵工) (板柵工) (編柵工)	柵高 H		±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		
	杭間隔 B		+100			
	延長	50m未満				-250
		50m以上				-0.5%

共通編

5. 擁壁工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
コンクリート擁壁工 (現場打)	基準高	▽ ±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎。	
	厚さ	t -20		
	裏込厚さ	-50		
	幅	W1 W2 -30		
	高さ	h < 3m -50 h ≥ 3m -100		
	延長	L -200		
プレキャスト擁壁工	基準高	▽ ±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 延長は1施工箇所毎。	
	延長	L -200		
補強土壁工	基準高	▽ ±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 延長は1施工箇所毎。	
	高さ	h < 3m -50 h ≥ 3m -100		
	鉛直度	△ ±0.03hかつ±300以内		
	控長	設計値以上		
	延長	L -200		
井桁ブロック工	基準高	▽ ±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 延長は1施工箇所毎。	
	法長	ℓ < 3m -50 ℓ ≥ 3m -100		
	厚さ	t1, t2, t3 -50		
	延長	L1, L2 -200		
簡易鋼製土留工	基準高	▽ ±50	施工延長50mにつき1ヶ所測定。50m 未滿のものは1施工箇所につき2ヶ所 測定。 箇所単位のものとは設計図寸法表示 箇所を測定。	
	高さ	H -50		
	幅	W -50		

6. カルバート工、水路工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
場所打カルバート工	基準高	▽ ±30	両端、施工継手箇所及び図面の寸法 表示箇所を測定。	
	厚さ	t1~t4 -20		
	幅(内法)	W -30		
	高さ	h ±30		
	延長	L < 20m -50 L ≥ 20m -100		
	中心線のズレ	直線部±50、曲線部±100		
プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工 コンクリート管工	基準高	▽ ±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 延長については、1施工箇所毎に測 定。 ※印は現場打ちのある場合。	
	※幅	W -50		
	※高さ	h -30		
	延長	L -200		
	中心線のズレ	±100		

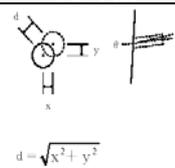
共通編

6. カルバート工、水路工関係

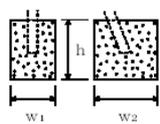
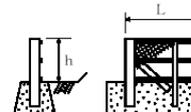
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
プレキャストU型側溝工 コルゲートフリーウム工 自由勾配側溝工 鋼製横断工 鋼製開渠工	基準高	▽ ±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長については、1施工箇所毎に測定。		
	延長	L -200			
管(函)渠型側溝工	基準高	▽ ±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長については、1施工箇所毎に測定。		
	延長	L -200			
集水樹工	基準高	▽ ±30	1箇所毎。 ※印は、現場打ちのある場合。		
	※幅	W1, W2 -30			
	※高さ	h1, h2 -30			
	※厚さ	t1~t4 -20			
山腹U型側溝工 現場打U型水路工 側溝工	基準高	▽ ±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長については、1施工箇所毎に測定。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による。)		
	幅	W -30			
	高さ	h1 h2 -30			
	厚さ	t1 t2 -20			
	延長	L -200			
山腹明暗渠工 流末礫暗渠工	基準高	▽ ±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長については、1施工箇所毎に測定。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による。)		
	幅	W -30			
		W1 W2 -50			
	高さ	h1 h2 -30			
	厚さ	t1 t2 -20			
	深さ	h3 -30			
延長	L -200				
山腹暗渠工	基準高	▽ ±30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長については、1施工箇所毎に測定。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による。)		
	幅	W1 W2 -50			
		W3 W4 -50			
	深さ	h -30			
延長	L -200				
土水路 張芝水路工 土のう水路工 素掘側溝 植生側溝	基準高	V ±100	施工延長50mにつき1ヶ所測定。50m未満のものは1施工箇所につき2ヶ所測定。箇所単位のものは設計図寸法表示箇所を測定。		
	幅	B1, B2 -75			
	高さ	H -75			
	延長	-0.2% ただし、延長200m未満 -400			
コルゲートパイプ	スパン	s ±2%	スパンについては、20mごとに1箇所測定。		
	延長	L -n(n:セッション数)			
丸太水路工	基準高	▽ ±50	施工延長50mにつき1ヶ所測定。50m未満のものは1施工箇所につき2ヶ所測定。		
	深さ	H ±50			
	幅	W ±50			
	杭間隔	B +100			
	延長	50m未満 -250 50m以上 -0.5%			
集排水ボーリング工	配置誤差	d 100	全数		
	削孔深さ	φ 設計値以上			
	せん孔方向	θ ±2.5度			
集水井工	基準高	▽ ±50	全数 偏心量は、杭頭及び底面で測定。		
	偏心量	d 150			
	長さ	L -100			
	巻立て	幅			W -50
		厚さ			t -30

共通編

7. アンカー工関係

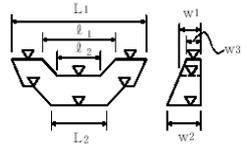
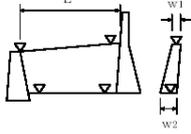
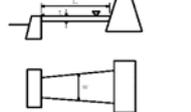
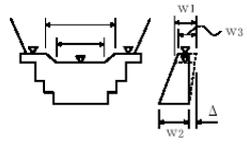
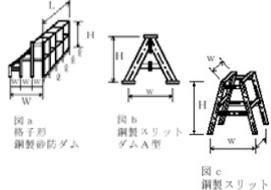
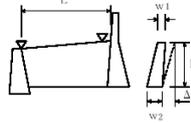
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
抑止アンカー工	配置誤差 d	100	全数	
	削孔深さ L	設計値以上		
	せん孔方向 θ	± 2.5 度		

8. 落石、なだれ等防止工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
落石防止柵工(基礎) なだれ防止柵工(基礎)	幅 W1、W2	-30	基礎1基毎。	
	高さ h	-30		
落石、なだれ防止工(柵)	高さ h	± 30	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長については、1施工箇所毎に測定。	
	延長 L	-200		
落石防止網工	幅 W	-200	1施工箇所毎。	
	法長 L	-200		

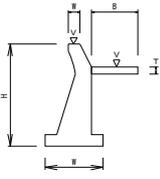
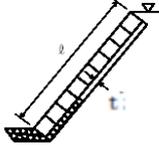
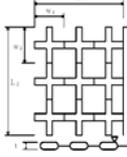
治山ダム編

9. 治山ダム工(谷止工・床固工)関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
コンクリートダム 本堤工 副堤工 垂直壁工	基準高 ∇	± 30	設計図寸法表示箇所にて測定。	
	天端幅、堤幅 W1、W2、W3	-30		
	放水路幅 $\phi 1$ 、 $\phi 2$	± 50		
	堤長 L1、L2	-100		
コンクリートダム 側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は測点に直角な水平延長を測定。	
	幅 W1、W2	-30		
	長さ L	-100		
	高さ(法長) $\ell < 3m$	-50		
	高さ(法長) $\ell \geq 3m$	-100		
コンクリートダム 水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は、設計図寸法表示箇所を測定。 厚さは、目地及びその中間点で測定。	
	幅 W	-100		
	厚さ t	-30		
	延長 L	-100		
鋼製ダム 本堤工 副堤 垂直壁	放水路部堤高 ∇	± 50	1. 設計図寸法表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
	放水路部長さ ϕ	± 100		
	放水路部幅 W1、W3	± 50		
	放水路部下流側倒れ Δ	$\pm 0.02h$		
	袖部袖高 ∇	± 50		
	袖部幅 W1	± 50		
	袖部下流側倒れ Δ	$\pm 0.02h$		
鋼製ダム(透過型)	堤長 L(m) 格	± 50	1. 設計図寸法表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
	堤長 L(m) 格・B	$\pm(10+\ell/10)$		
	堤幅 (m) 格	± 30		
	堤幅 w(m) 格・B	$\pm(10+w/10)$		
	堤幅 (m) A	± 5		
	高さ H(m) 格・B	$\pm(10+H/10)$		
	高さ H(m) A	± 5		
鋼製ダム 側壁工	堤高 ∇	± 50	1. 設計図寸法表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
	長さ L	± 100		
	幅 W1、W2	± 50		
	下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02h$		
	高さ $h < 3m$	-50		
高さ $h \geq 3m$	-100			

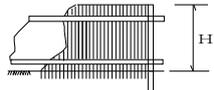
海岸編

10. 海岸工事関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
防潮護岸工	基準高 V	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜設計図の寸法表示箇所を測定する。	
	幅 W	-30		
	幅 B	-50		
	高さ h < 3m	-50		
	高さ h ≥ 3m	-100		
	厚さ T	-10		
延長		-200	1施工箇所毎。	
護岸工(傾斜) (海岸コンクリートブロック工)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
	法長 ℓ < 5m	-100		
	法長 ℓ ≥ 5m	ℓ × (-2%)		
	厚さ t	-50		
延長 L		-200		
根固工	基準高 ▽ (層積)	±300	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
	基準高 ▽ (乱積)	±t/2		
	厚さ t	-20		
	幅W1, W2 (層積)	-20		
	幅W1, W2 (乱積)	-t/2		
	延長 (層積)			
延長 (乱積)		-t/2	1施工箇所毎。	

森林整備編

11. 森林整備工事関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
防風工 堆砂工 静砂工	高さ H	±100	高さは、施工延長200mにつき1ヶ所測定。200m未満の箇所については、1施工箇所につき2ヶ所測定。	
	延長 L	-1%		
砂草植栽	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定。 復層林造成に準ずる。	
	自然枯損率	20%以内(ただし、群状枯損を除く)		
	本数 各プロットの砂草植栽本数	設計値以上 ±20		
植栽工 (保全林は除く)	面積	-0.5%	復層林造成に準ずる。 1ha当たりにつき5ヶ所測定する。 施工箇所が1ha未満の場合は1施工箇所5ヶ所測定する。	
	苗木	苗木実行指針による。		
	自然枯損率	20%以内(ただし、群状枯損を除く)		
	衝立	埋込深さ ±10%		
	客土	掘削寸法 -5%		
	埋わら・敷わら	埋込深さ ±10%		
	立わら(立萱)	埋込深さ ±10%		
	施肥	埋込深さ ±10%		
本数 各プロットの植栽本数	設計値以上 ±20%			
復層林造成	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 ①設計標準値の平均値 ②設計標準値の平均値	
	残存本数と植栽本数の合計本数	±5%		
	各プロットの残存本数と植栽本数	±20%(残存本数と植栽本数のうち少ない本数に対する割合)		
	植栽本数	設計値以上		
造林地整理 林内整備	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。	
下刈	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。	
施肥	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 復層林造成に準ずる。	
	本数	±10%		
	各プロットの施肥本数	±20%		
雪起し	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 復層林造成に準ずる。	
	本数	±10%		
	各プロットの雪起し本数	±20%		
除伐	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 復層林造成に準ずる。プロットの個数は複数以上とする。ただし、設計プロットが1工区1個の場合は1個。	
	残存本数合計	±10%		
	各プロットの残存本数	±20%		
本数調整伐	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 復層林造成に準ずる。プロットの個数は複数以上とする。ただし、設計プロットが1工区1個の場合は1個。	
	残存本数合計	±10%		
	各プロットの残存本数	±20%		

森林整備編

11. 森林整備工関係

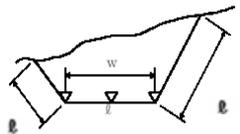
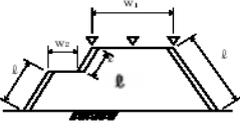
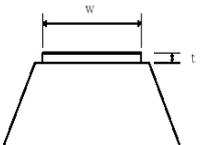
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
つる切り	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 複層林造成に準ずる。	
	本数	設計値以上		
	各プロットのつる切り本数	±20%		
枝落し	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 複層林造成に準ずる。プロットの個数は複数以上とする。ただし、設計プロットが1工区1個の場合は1個。	
	枝落し本数	±10%		
	各プロットの枝落し本数	±20%		
	枝落し高	枝下高の平均値が設計値以上		
補植	面積	-0.5%	各工区ごとに施工地全体を測定する。 複層林造成に準ずる。	
	本数	設計値以上		
	各プロットの補植本数	±20%		

12. 保全林関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
植栽工((保全林)鳥居含む)	本数	設計値以上	全本数	
歩道	幅 W	-50	施工延長50mにつき1ヶ所測定。	
	延長 L	-0.2%		
階段	幅 W	±50	20段につき1ヶ所測定。	
	高さ H	±50		
	奥行幅 B	±50		

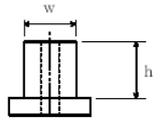
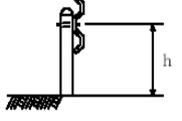
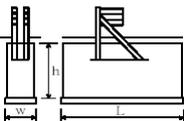
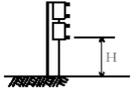
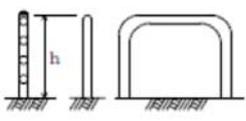
道路編

13. 土工関係

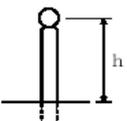
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
掘削工	基準高 ∇	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は道路中心線及び端部で測定。	
	幅 W	-100		
	法長 $\phi < 5m$	-200		
	法長 $\phi \geq 5m$	法長の-4%		
	延長 L	-200		
盛土工(路体・路床)	基準高 ∇	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は道路中心線及び端部で測定。	
	幅 W1 W2	-100		
	法長 $\phi < 5m$	-100		
	法長 $\phi \geq 5m$	法長の-2%		
	延長 L	-200		
中心線	IPの位置	交角±300	全てのIP間を測定。	
	IP間の距離	±200または0.5%		
	測点間の距離	±100	全ての測点を測定。	
	中心線の寄り(e)	±100		
路盤工	幅 W	-100	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	
	厚さ 15cm未満	-25		
	厚さ 15cm以上	-50		
	延長 L	-200		

道路編

14. 防護柵関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
路側防護柵工 (ガードレール)	幅 W	-30	施工延長40mにつき1ヶ所、40m未満の場合は1施工箇所につき2ヶ所。	
	高さ h	-30		
	ビーム取付高 H	+30	1施工箇所毎。	
	延長 L	-20		
		-200		
路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 W	-30	1施工箇所毎。	
	高さ h	-30		
	ビーム取付高 H	+30	1基礎毎に1箇所測定。	
	延長 L	-20		
		-200		
路側防護柵工 (ガードパイプ・立入防止柵) (パイプ等取付け)	幅 W	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。	
	高さ h	-30		
	ビーム取付高 H	+30	1施工箇所毎。	
	延長 L	-20		
		-200		

15. 道路付属物施設工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
縁石工 (縁石ブロック掘付工)	延長	-200	1施工箇所毎。	
縁石工 (視線誘導標工)	高さ h	±30	10本につき1ヶ所測定。 10本以下の場合は2ヶ所測定。	
踏掛版工 (コンクリート)	基準高	±20	1踏掛版につき1ヶ所測定。	
	各部の高さ	±30		
	各部の厚さ	±20		
踏掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数	
踏掛版工 (アンカーボルト)	中心のズレ	±20	全数	
	アンカー長	±20		

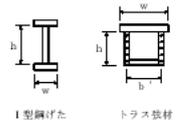
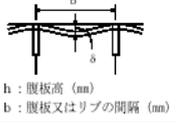
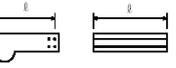
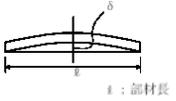
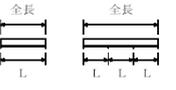
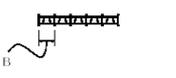
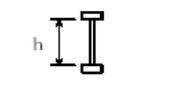
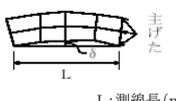
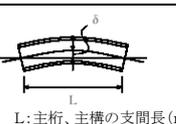
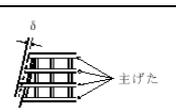
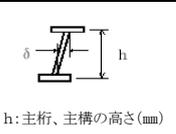
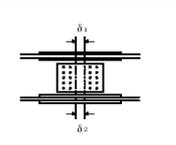
道路編

16. 舗装工

工種	項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所
		個々の測定値 (X)	10個の平均値の平均 (X10)		
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは、2箇所以上掘り起こして測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
	厚さ	-45	-15		
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは、2箇所以上掘り起こして測定。	
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアーの採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取して測定。	
	幅	-25	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取して測定。	
	幅	-25	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは、2箇所以上掘り起こして測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。	
	厚さ	-45	-15		
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは、2箇所以上掘り起こして測定。	
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-3	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取して測定。	
	幅	-25	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近では型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	隣接する各目地に対して、道路中心及び端部で測定。
	幅	-25	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (δ) 2mm以下 人力舗設の場合 (δ) 3mm以下			
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高 ▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは、2箇所以上掘り起こして測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。	
	厚さ	-45	-15		
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所、200m以下のものは、2箇所以上掘り起こして測定。	
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	
	幅	-50	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-3	幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000m ² に1個、1,000m ² 以下のものは、2箇以上の割でコアーを採取して測定。	
	幅	-25	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (δ) 1.75mm以下			
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは各車線の中心付近では型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	隣接する各目地に対して、道路中心及び端部で測定。
	幅	-35	-		
	延長L	-	-200		
	平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより (δ) 3mm以下			
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	目地誤差	±2			
	延長L	-	-200		
	平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより (δ) 3mm以下			
	延長L	-	-200		

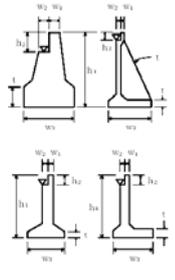
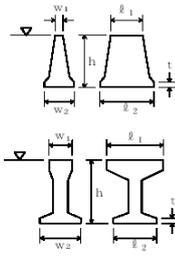
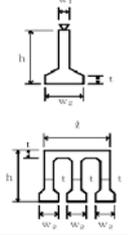
道路編

17. 工場製作工(橋梁)関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準		測定箇所
			プレートガーター	トラス・アーチ等	
桁製作工(部材)	フランジ幅 W(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔 b'(m)	±2 W ≤ 0.5	主桁・主構	各支点及び各支点間中央付近を測定。	 I型鋼げた トラス鉄材
		±3 .. 0.5 < W ≤ 1.0			
		±4 .. 1.0 < W ≤ 2.0	床組など	構造物に、5部材につき取った部材の中央付近を測定。	
桁製作工(部材)	プレートガーター及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁	支点及び支点間中央付近を測定。	 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm)
	箱げたおよびトラス等のフランジ、鋼床版のデッキプレート	b/150			
桁製作工(部材)	フランジの直角度 δ (mm)	W/200	主桁	支点及び支点間中央付近を測定。	 δ: フランジ幅 (mm)
桁製作工(部材) (部材長(m))	プレートガーター	±3 ℓ ≤ 10 ±4 ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。		
	トラス、アーチなど	±2 ℓ ≤ 10 ±3 ℓ > 10			
桁製作工(部材)	圧縮材の曲げ δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。	 ℓ: 部材長 (mm)
	全長、支間長 L(m)	±(10+L/10)	主桁、主構全数を測定。		
桁製作工(仮組立時)	主げた、主構の中心間距離 B(m)	±4 B ≤ 2 ±(3+B/2) ... B > 2	各支点及び各支点間中央付近を測定。		
	主構の組立高さ h(m)	±5 h ≤ 5 ±(2.5+h/2) ... h > 5	—	両端部及び中央部を測定。	
	主げた、主構の通り δ (mm)	5+L/5 L ≤ 100 25 L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支店中央の1点を測定。		 L: 測線長 (m)
	主げた、主構のそり δ (mm)	-5~+5 L ≤ 20 -5~+10 ... 20 < L ≤ 40 -5~+15 ... 40 < L ≤ 80 -5~+25 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。	各主桁の両端部を測定。	 L: 主桁、主構の支間長 (m)
	主げた、主構の橋端における出入り差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
	主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3 + h/1000	各主桁の両端部を測定。	支点及び支間中央付近を測定。	 h: 主桁、主構の高さ (mm)
	現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合。		
工場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	工場塗装終了時に測定。ただし、工場の上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼橋塗装便覧にいう塗装系の場合は無機ジグリックペイントの塗布後にも測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各店の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

道路編

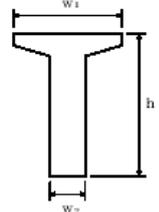
18. 橋梁下部工関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
躯体工	基準高	▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所とする。 
	橋台の天端長	ℓ1	-50	
	橋台の敷長	ℓ2	-50	
	橋台の天端幅(橋軸方向)W1		-10	
	橋台の天端幅(橋軸方向)W2		-10	
	橋台の敷幅(橋軸方向)W3		-50	
	橋台の高さ	h1	-50	
	胸壁の高さ	h2	-30	
	控壁の厚さ	t	-20	
	胸壁間距離	ℓ	±30	
支間長及び中心線の変位		±50		
RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高	▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所とする。 
	橋台の天端長	ℓ1	-50	
	橋台の敷長	ℓ2	-50	
	橋台の天端幅(橋軸方向)W1		-20	
	橋台の敷幅(橋軸方向)W2		-50	
	橋台の高さ	h	-50	
	橋脚中心間距離	ℓ	±30	
	厚さ	t	-20	
RC躯体工 (ラーメン式)	基準高	▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所とする。 
	厚さ	t	-20	
	天端幅	W1	-20	
	敷幅	W2	-20	
	高さ	h	-50	
	長さ	L	-20	
	橋脚中心間距離	ℓ	±30	
	支間長及び中心線の変位		±50	

19. 橋梁上部工関係

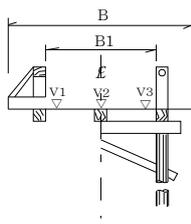
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
上部工 共通の事項	橋面舗装	厚さ -7	500m ² に1箇所割合で(500m ² 未満は1箇所)コアを採取して測定。	
現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各店の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	
床版工	基準高	▽	±20	基準高は、1径間当り2箇所(支点付近)で、1箇所当り両端と中央部の3点、幅は1径間当り3箇所、厚さはおおむね10m ² に1箇所。 1径間当り3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所。 1径間当り3断面(両端及び中央)測定する。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定する。
	床版幅	W	+30	
	床版の厚さ	t	-10~+20	
	鉄筋の有効高さ		±10	
	鉄筋のかぶり		設計値以上	
	鉄筋間隔	±20 (有効高さがマイナスの場合) +10		

20. コンクリート橋上部関係

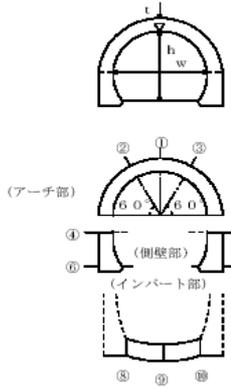
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
ポストテンションT (I)桁製作工	幅(上)	W1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ:スパン長 
	幅(下)	W2	±5	
	高さ	h	+10 -5	
	桁長	ℓ	ℓ < 15 ±10 ℓ ≥ 15 ±(ℓ-5)かつ -30mm以内	
	スパン長			
	横方向最大タワミ		0.8 ℓ	

道路編

21. 木造橋関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
木造橋	基準高 V	±50	基準高は、1径間当り2箇所(支点付近)で、1箇所当り両端と中央部の3点を測定。 幅は1径間当り3箇所(径間隔、中央)を測定。 厚さは施工面積10m ² 当りに1ヶ所測定。 加工部材は桁、梁、杭等の主部材は全数量、筋がい、高欄等は半数を測定。	
	全幅 B	-50		
	有効幅 B1	-30		
	加工部材長 ℓ	±50		
	橋長 L	±50		

22. トンネル工事関係

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
トンネル(矢板工法)	基準高 (拱頂)	±50	1. 基準高、幅、高さは施工延長40mにつき1ヶ所。 2. 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の中間と終点について、測定箇所等に図示する①～⑩で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて、1打設長の端面(施工継手の位置)において、測定箇所等に図示する①～⑩の巻厚測定を行う。ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については、上半のセントルの間隔程度が良い。 (ハ) せん孔による巻厚の測定は、測定箇所等に図示する①で40mに1ヶ所、②～③で100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当り2ヶ所以上のせん孔による測定を行う。ただし、漏水の多い場合等で上記によることが好ましくない場合は監督職員の指示により間隔を広げることができる。	
	幅 W(全幅)	-70		
	高さ h(内法)	-70		
	厚さ t	-50		
	延長 L	-200		
	中心線のズレ	直線部±100 曲線部±150		

管理方式
(管理図表)
基準高、幅、高さ、厚さで20点以上のもの。
(結果一覧表)
基準高、幅、高さで20点以下の取りまとめ。厚さの実測値で図示できないものを結果表に取りまとめ。
(見取り図等に朱記、併記する)
厚さの実測値を断面見取り図に記入する。

23. その他

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
(例) 木製ダム	1 木製を使用した工種の規格値については、同工種の2倍とし、測定基準は準用する。 基準高 ±60 (コンクリートダムの基準高の規格値×2 = ±30×2)			
	2 「森林土木事業施工管理基準及び規格」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。			

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 際骨材の吸収率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディーミクスト	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
		コンクリートを使用する場合は除く。）	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事中1回／年以上	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013, 503-2007）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」(「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。3) 配合設計±20kg/m ³ の指示地を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回) 重要構造物の場合； 重要度と工事の規模に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり強度測定	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	○
2 プレキャストコンクリート製品（JISⅠ類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品（JISⅡ類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランブ試験/スランブフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験地の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上		○
	材料	その他 (JISマーク表示されたレディー)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。		○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
		ミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上および産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6205 (防せい剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
5 既製杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥 (鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など) がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査 (鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値× π 以下)	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・再生クラッシュランに適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
6 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便欄 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用出来る	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便欄 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> ・全幅、全区間で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便欄 [4]-16	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便欄 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便欄 [2]-106	1.50kg/L以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満</p> <p>②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
8 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 セメント安定処理路盤	施工	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
			粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時(1回～2回/日) 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p>	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm以下の場合のみ適用 できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-59	3%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-61	1/4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
10 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p>	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-180	舗装施工便覧参照 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-192	舗装施工便覧参照 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-244	舗装施工便覧参照 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
10 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)	○
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	○					

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214)	設計図書による。	500 m^2 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^2 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【締固め度による管理】 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
		または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 m^2 を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
12 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
13 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合) に適用する。 または、設計図書による。	500 m^2 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^2 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合) に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500 m^2 を標準とす2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
14 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用細骨材H)	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
14 吹付工	材料	その他 (JIS マーク表示された レディー ミクスト コンク リートを使用する 場合は除 く。)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			製造(プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
	(JIS マーク表示されたレ)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
14 吹付工	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規程により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
14 吹付工	施工	その他	スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
15 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
		その他 (JIS マーク表 示された レディー ミクスト コンク リート を使用する 場合は除 く。)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用細骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
15 現場吹付法砕工	材料	その他 (JIS マーク表 示された レディー ミクスト コンク リート を使用する 場合は除 く。)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	モルタルの圧縮強度による砂の試験		JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
	骨材中の粘土塊量の試験		JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			15 現場吹付法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディミクストコ	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上	・レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
	ンクリートを 使用する 場合は除 く。)		ミキサの練混ぜ 性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差 率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差 率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質 証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種 とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、 井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高 欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、 樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以 上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び特記仕 様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質 証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種 とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、 井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高 欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、 樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以 上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び特記仕 様書で指定された工種）	○	
	施工	必須	コンクリートの 圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置され た型枠に工事で使用するのと同じコン クリート（モルタル）を吹付け、現場 で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコ アを切り取りキャッピングを行う。1回 に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とす る。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または レディーミクストコンクリート工場の品質 証明書等のみとすることができる。。1工種 当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50 m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の 項目を参照	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 現場吹付法砕工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
16 山地治山土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
16 山地治山土工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 m^2 に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
17 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
18 道路土工	材料	必須		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
18 道路土工	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験 (JIS A1210) A・B法）もしくは90%以上（締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法）ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、 $1,000\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、 $5,000\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、 500m^3 につき1回の割合で行う。ただし、 $1,500\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	
18 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
			ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
19 治山ダム	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く。)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用細骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
19 治山ダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く。）	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-1	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
19 治山ダム	製造 (プラント)	その他		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上の場合；</p> <p>2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>	

(別表Ⅱ)品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 治山ダム	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満： 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下： 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による	1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上		
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
20 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は、監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測				
21 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50 μ mRy以下 二次部材の最大表面粗さ：100 μ mRy以下(ただし、切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			真直度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
22 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず 検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
22 溶接工	施工	必須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。（非破壊試験を行う者の資格） 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による			「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。
外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。					

(別表Ⅱ)品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛り高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (余盛り高さ)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
22 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

(別表Ⅲ) 写真管理基準

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 (時期)	提出頻度	
—	3	5	3		簡易土留工 簡易鋼製 カゴ枠 フトンカゴ	幅、高さ、中詰材粒径、その他必要箇所	施工延長200mにつき1箇所 200m以下の場合は1施工箇所につき2箇所	代表箇所 各1枚	
—	3	10	3	50	柵工	資材寸法、杭打込み状況、柵高、杭間隔、その他必要箇所	施工延長200mにつき1箇所 200m以下の場合は1施工箇所につき2箇所	代表箇所 各1枚	
—	3 13	10 4	3 13		落石防止柵工 落石防止柵工 なだれ防止柵工	基礎寸法、主部材寸法及び 曲り、施工状況、その他必要箇所	施工延長100mにつき1箇所 100m以下の場合は1施工箇所につき1箇所	代表箇所 各1枚	
—	5	4	5		木橋	加工部材長、杭の建込み状況、幅、その他必要な箇所	設計図寸法表示箇所を適宜 加工部材長は出来形管理基準の測定数の3分の1以上	代表箇所 各1枚	
—	7	3 ~ 6	7		治山ダム コンクリート及び鋼製 谷止、床固、副堤、水叩	基礎地盤状況、施工状況、幅、高さ、厚さ、その他必要な箇所	設計図寸法表示箇所を適宜 鋼製ダムの主部材寸法、変位等は出来形管理基準の測定数の4分の1程度	代表箇所 各1枚	
—	8 10 12 13	15 2 6 9	8 10 5・6 13		植栽工 砂草植栽工 植栽工 複層林造成	植栽間隔、客土寸法、施肥状況、その他必要な箇所、施工箇所ごとの着工前及び完成写真	1施工箇所ごとに施工面積1haにつき2箇所 1ha以下の場合は1施工箇所につき2箇所	代表箇所 各1枚	施工箇所とは、点在している施工箇所、各プロットをいう。
—	10	2	10		森林整備 下刈 施肥、追肥 雪起し 本数調整伐、受光伐、除伐 つる切 枝落し 補植 造林地整理、林内整備	各施工箇所の施工状況、プロット状況写真、その他必要な箇所、施工箇所ごとの着工前及び完成写真	1施工箇所ごとに施工面積1haにつき2箇所 1ha以下の場合は1施工箇所につき2箇所	代表箇所 各1枚	施工箇所とは、点在している施工箇所、各プロットをいう
—	12	4・5	12		防風工 堆砂工 静砂工 防風工	支柱寸法、高さ、施工状況、その他必要な箇所	施工延長200mにつき1箇所 200m以下の場合は1施工箇所につき2箇所	代表箇所 各1枚	